

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第5号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年射水市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

看護補助者処遇改善手当	射水市民病院に勤務する看護補助者又はこれに準ずると市長が認める職員	月額 6,000円以内
-------------	-----------------------------------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年2月1日から適用する。